

受領番号牒及ヒ登記簿ハ公正ノ昏類ナ
ル

受領番号牒及ヒ登記簿ハ其掛リ官吏アリテ以
テ之ヲ注記スルカ故ニ公正ノ昏類ナリ是ヲ以
テ受領番号牒及ヒ登記簿ハ之ニ記載シタル所
ノ事ノ完全ナル証憑ヲナス故ニ請求者之ヲ駁
撃セント欲スル時ハ通常ノ証拠方ヲ以テスル
ト能ハス必ス偽造ノ告訴ニ依ルヘキ者トス

獨逸裁判所編制法

第九條

第十二條

第十三條

第十四條

第十七條

第十八條ヨリ第二十一條マテ

第六十一條ヨリ第六十八條マテ

第八十一條

第一百二條ヨリ第一百八條マテ(商事局)

第一百十三條ヨリ第一百十八條マテ(商事裁判)

第一百三十一條(退隱)

第百四十七條ヨリ第百五十一条ニテ(檢事)
第百五十五條第百五十六條(使吏)
第百五十七條ヨリ第百六十六條ニテ(囑托)
第百二十二條(休暇)

獨逸裁判所編成法ニ佛蘭西法ヲ对照
ス

〔獨逸裁判所編成法第九條〕 裁判官ハ其
職務上ヨリ生シタル財産上ノ請求權殊
ニ俸給休職料又ハ退隱料ノ請求權ニ付
キ司法裁判所ニ出訴スルコトヲ許ス

佛蘭西法 裁判官其退隱料俸給等ニ付テノ請
求ハ之ヲ司法卿ニ爲シ若其裁定ニ服セザル
ハ之ヲ參事院ニ上訴スルヲ得(千八百五
十三年六月九日ノ法第百二十二條千八百三十
八年五月三十一日ノ命令第百二十九條ノ原則
及裁判例)

同第十二条 訴訟事件ニ於ケル通常ノ
裁判権ハ區裁判所地方裁判所上等地方
裁判所帝國裁判所ニ於テ之ヲ執行スル
モノトス

同第十三条 通常裁判所ニ於テ民事刑
事ヲ裁判スルモノトス但其事件ヲ行政
廳又ハ行政裁判所ノ権限ニ属スルトキ
又ハ独逸法律ニ依リ其事件ノ為メニ特
別裁判所ヲ設置シタルトキ又ハ其設置
ヲ許シタルトキハ此限ニアラス

同第十四条 特別裁判所トシテ設置ス
ルコトヲ許シタルモノハ左ノ如シ

第一 條約ニ依テ設ケタルライオン河
ノ通航裁判所及「エルブ」河ノ関稅裁
判所

第二 土地ニ附帶スル權利義務ノ解
除土地分割合併及地主ト小作人ト
ノ間ニ於テル關係ノ解除等ヨリ生
スル事件ヲ裁判スル裁判所

第三 金額六十「マルク」ヲ超過セサル
財産上ノ請求權ニ限リ裁判ヲナス
場合ノ町村裁判所但原告人又ハ被
告人ハ其裁判ニ對シ法律ニ定メタ
ル期限内ニ通常ノ司法裁判所ニ控

訴スルコトヲ得又原告人被告人ハ其町村内ニ住所又ハ肆店ヲ有シ又ハ訴訟法第十八条及第二十一条ニ從テ滞在スル者ニ限り其町村裁判所ノ権限ニ属スルモノトス

〔仏蘭西法〕

通常民事ノ裁判権ハ始審裁判所〔訴訟法第五十九条、第四百十二条、高法第六百四十条及千八百三十八年四月十一日ノ法〕〔控訴院〕〔共和八年「ワントー」ズ〕二十七日ノ法〔第二十二條〕治罪法第二百一十條等ニ於テ之ヲ行ヒ特別民事ノ裁判権ハ治安裁判所〔訴訟法第二條、第三條、第五十條及千八百三十八年五月二

十五日ノ法〕高事裁判所〔訴訟法第四百二十條、

高法第六百三十一條及次條〕工事裁判所〔千八

百十年二月二十日參議院ノ意見書工事裁判

所規則第四條〕ニ於テ之ヲ行ヒ刑事ノ裁判権

ハ違警罪裁判所〔治罪法第百三十七條、次條、第

百六十六條及次條〕輕罪裁判所〔治罪法第百七

十九條〕重罪院〔治罪法第二百三十一條、第五百

條及第五百四十二條〕ニ於テ之ヲ行フ而シテ

終審裁判ニ對スル上告及裁判管轄ヲ定ムル

等ノ上告ハ大審院〔千七百九十年十二月一日

ノ法及治罪法第百七十七條等〕ニ於テ之ヲ受

理ス

同第十七条 裁判所ハ訴訟事件ノ司法
裁判ニ属スルモノナルヤ否ラ裁決スル
モノトス

各邦法律ニ於テハ裁判所ト行政廳又ハ
行政裁判所トノ間ニ於テ司法裁判ニ属
スルト否トニ付テ生シタル爭ヲ裁決ス
ル為メニ左ノ規定ニ従テ特別ノ官署ヲ
設クルコトヲ得

第一 職員ノ任期ハ當時ノ本務ニ準シ
其本務ナキ者ハ終身トス其免職ハ帝
國裁判所ノ裁判官ニ於ケルト同一ノ
要件アルニアラザレハ之ヲナスコト

ヲ得ス

第二 職員ノ半数以上ハ帝國裁判所又
ハ最上等地方裁判所又ハ上等地方裁
判所ノ裁判官ヲ以テシ其裁判ニ列席
スヘキ定員ハ法律ニ依リ其員數ハ奇
數ニシラズ名以上トスヘシ

第三 裁判手續ハ法律ヲ以テ之ヲ定メ
裁決ハ原告被告喚出ノ上之ヲ公行スル
モノトス

第四 特別官署ノ裁決ヲ求ムルノ申立
ヲナスノ以前裁判所ノ確定判決ヲ以
テ司法裁判ニ属スルコトノ確定シタ

ルトキハ之ヲ變更セカルモノトス

〔仙蘭西法〕

訴訟事件ノ司法裁判ニ属スルヤ否
マニ付テ司法官ト行政官トノ間ニ於テ争ヲ
生スルキハ権限争裁判所ニ於テ其争ヲ裁定
ス(千八百七十二年五月二十四日ノ法第百四章)

〔同第十八条〕

留ノ公使其他ノ派出官ニ及ホスコトヲ
得ス其人獨ヒ一邦ノ国民ナルトキハ其
所屬政府ニ於テ之ニ對シ裁判權ヲ放棄
スルニアラサレハ之ヲ及ホスモノトス
各邦在留ノ公使其他ノ派出官ハ各邦ノ
裁判權ニ服從セカルモノトス又獨ヒ集

議院ノ議員本院所在地外ノ政府ヨリ派
遣セラレタル者モ亦同シ

〔同第十九条〕

第十九条ニ掲ケタル者ノ
家族属員及獨ヒ人ニアラサル従者ニハ
同条ノ規定ヲ適用スルモノトス

〔同第二十条〕

民事中物權ニ関スル特別
裁判權ノ規定ハ第十九条及第十九条ノ
為メニ變更ヲ受ルコトナシ

〔仙蘭西法〕

取締及因ノ安寧ニ関スル法及不動
産ニ関スル法ハ外國人ヲモ支配スルヲ以テ

〔民法第三十条〕

仙國ノ裁判權ヲ之ニ及ホスヲ原
則トス然リ而シテ共和二年(ワシントン)第十三

日ノ布告ハ外国政府ノ侯臣ニ対シ一切告訴
及捕縛ヲ為ス¹ヲ仏国諸官ニ禁シ凡侯臣ニ
対スル請求ハ之ヲ政府ニ出サシメタリ故ニ
直接ト間接トヲ論セズ侯臣ノ身ニ対シテハ
告訴及捕縛ヲ為ス¹ヲ得ス但物件又ハ其取
戻ニ関スル訴ニシテ不動産又ハ公侯ノ職用
ニ供セサル動産ニ付テ民事ノ訴ヲ為ス¹ヲ
得ルノミハワール氏曰共和二年ノ布告ニ依
テ重軽罪ノ檢証及起訴ヲ為ス¹ヲ当該ノ官
吏ニ禁シ公侯ノ身ヲ侵ス可カラサルノ保証
ヲ為シタリ然レ氏¹ナリエス、ホビユリ、シエ
ガレマ、レキス、エス¹ト人民ノ安寧ヲ保ツハ最

上等ノ法律ナリ¹ノ大原則ハ當時ニ在テモ行
ハレタリシカハ此布告ニハ其明文ヲ掲ケタ
ル¹ナシト虽モ固ヨリ政府及公ノ安寧ヲ害
スル侯臣アルニ於テハ之ヲ捕縛スル¹ヲ許
セルヤ必セリ

侯臣ノ夫人ハ其国ノ政府ニ於テ定ムル身分
取扱ニ從フテ他ノ羈絆ヲ受ケス又侵サレサ
ルノ敬禮ヲ受ケ侯臣ノ子及家族モ其特權ヲ
受クルモノトス

其昏記官属員及從者ハ亦公侯カ有スル他ヨ
リ侵ス可ラサル特權ヲ受クルモノトス¹ダロ
ーズ氏及諸家ノ説

同第二十一条 独乙国内在留ノ領事ハ
内国ノ裁判權ニ服従スルモトス但獨
乙政府ト外国政府ト其裁判權ヲ領事ニ
及ホカ、ルコトヲ條約シタルトキハ此
限ニアラス

〔仙蘭西法〕 仙国在留ノ領受ハ仙国政府ト外国
政府ノ間ニ於テ特別ノ條約アルモノ、外ハ
一般ニ民事ノ被告事件ニ付其住地ノ裁判
所ノ管轄ニ属スルヲ規則トス(ダロ)及諸
家ノ説(但領事ハ官吏ナルヲ以テ其職務上行
ヲタル事件ヲ訴フルニハ豫メ參議院ノ允許
ヲ經テ可カラス)〔裁判例〕

同第六十一条 裁判所總會ニ於テハ所
長ヲ以テ裁判長トシ諸局ニ於テハ所長
及局長ヲ以テ裁判長トス所長ハ行務年
度ノ初ニ於テ自己ニ裁判長トナルヘキ
局ヲ定メ他局ノ裁判長ト所長及局長過
半数ノ決議ヲ以テシ可否同数ナルハ
所長之ヲ決スルモトス

〔仙蘭西法〕 始審裁判所總會ハ之ヲ訴訟事件ニ
用フルナク特ニ裁判所ノ内則内務等ニ関
スル事項ニ用フニ於テハ所長ヲ以テ其長ト
為シ(千八百三十八年四月十一日ノ法第十一
条千八百八十八年三月三十日ノ布告第十九条)

千八百四十一年四月十八日ノ命令第十一條
諸局ニ於テハ所長局長ヲ以テ其長トス所長
ハ其屬セント欲スル局ノ長ト為リ又其適當
ト思慮スル局ノ長ト為ルヲ得(千八百八年
三月三十日ノ布告第四十六條)局長ハ分課表
調製ノ時各屬スヘキ局ノ長ト為リ翌年後事
スヘキ職務ヲ分担ス(千八百二十年十月十一
日ノ命令)

同第六十二條 行務年度ノ初ニ於テ其
年度間ノ事務ヲ同種ノ局ニ分課シ各局
ノ常置局員及其差支アルトキニ於ケル
常置代理人ヲ定ルモノトス又各裁判官

ヲシテ數局ニ兼務セシムルコトヲ得
前項ニ從テ定メタル規程ハ局務多端ナ
ルトキ又ハ裁判所各員ノ更迭又ハ引續
キ差支アルトキニアラカレハ行務年度
中ニテ變更スルコトヲ得ス

仙蘭西法 始審裁判所ハ毎年調製スル分課表
ニ依テ各局員カ翌年後事スル職務ノ分課ヲ
定ム(千八百五十九年八月十六日ノ布告)

同第六十三條 前條ニ記載シタル規程
ハ本局ニ於テ之ヲ定ムルモノトス
本局ハ會長タル所長ト局長及先任ノ局

員其勤務年數同シキトキハ年長ノ局員
ヲ以テ之ヲ編制ス本局ハ過半数ヲ以テ
裁決ヲナスモトス可否同教ナルトキ
ハ所長之ヲ決ス

〔仙蘭西法〕

局員分課表ハ所長及檢事之ヲ定メ
總會ニ附シ司法卿ノ認許ヲ經ル者トス(千八
百五十九年八月十六日ノ布告第五條)

〔同第六十四條〕

所長ハ或ル豫審ヲ行務
兼瘦官經過ト共結任期ヲ消滅スル豫審
裁判官ヲシテ終結ニ至ラシメ及行務年
度中既ニ審問ヲ完キタル或ル事件ニ付
キ其年度經過ノ後ト雖其局ヲシテ其前

編製ヲ以テ之ヲ審問及裁決セシムルコ
トヲ得

〔仙蘭西法〕

豫審判事ハ共和政大統領ノ命ニテ
三年間之ニ任シ又其時間ヨリ更ニ永ク其職
ニ在ルイテ得(治罪法第五十五條)

〔同第六十五條〕

定任ノ裁判長差支アル
トキ局ニ於テハ其局ノ先任局員其勤務
年數同シキトキハ年長ノ局員裁判長ト
ナルモトス

其他此法律ニ於テ定メタル所長ノ事務
ハ先任ノ局長其勤務年數同シキトキハ
年長ノ局長之ヲ代理スルモトス

仙蘭西法

所長局長差支アルハ裁判事件ニ付

テハ拜命ノ順ニ從ヒ最モ年長ノ出席判事之

ニ代リ千八百八年三月三十日布告第四十八

条法律上特ニ所長ニ属スル事件ニ付テ手傳

ヲ要スルハ所長ハ局長ノ内最モ年長ノ者

ニ代ラシメ教局ノ設ケアラカル裁判所ニ於

テハ古参ノ判事ニ代ラシム(千八百八年三月

三十日ノ布告第四十七条)

同第六十六條

局員ノ常置代理人ニ差

支アルトキハ所長其臨時代理人ヲ定ル

モノトス

仙蘭西法

局員中差支アルハ他局員之ニ代

リ之ニ代ル他局員アラカルハ判事補之ニ

代リ之ニ代ル判事補アラカルハ代言人ヲ

採リ代言人アラカルハ代書人ヲ採リ之ニ

代ラシムル者トス(千八百八年三月三十日ノ

布告第四十九條)

同第六十七條

第六十一條ヨリ第六十

六條マテノ規定ハ之ヲ商事局ニ適用セ

サルモノトス

仙蘭西法

商事ハ商事裁判所ニ於テ受理シ但

其設置アラカル郡ニ限り始審裁判所ニ於テ

之ヲ受理ス(商法第六百四十條)此場合ニ於テ

ハ商事ヲ受理スル裁判官ト虽モ其規則前頭

民事ノ裁判官ノ規則ト異ナルトナシ

〔同第六十八條〕 局内ノ事務ハ裁判長之

ヲ局員ニ分課スルモノトス

〔仏蘭西法〕 各局ニ事件ヲ配賦スルハ所長ノ任

トス(千八百八十年三月三十日ノ布告第五十六

条第六十条第六十一条) 局内ノ諸務ハ局長之

ヲ支揮ス(ガルソネー氏及千八百五十九年八

月十六日ノ布告)

〔同第八十一条〕 陪審裁判所ハ裁判長ト

裁判官トノ三名及罪ノ有無ヲ判定スハ

キ陪審官十二名ヲ以テ編制スルモノト

ス

〔仏蘭西法〕 重罪院ハ控訴院所在ノ縣ニ於テハ

控訴院判事三名ヲ以テ組織シ其内一名ヲ裁

判長ト為シ(治罪法第二百五十二条) 其他ノ縣

ニ於テハ第一特任セラレタル控訴院判事一

員ト第二控訴院ニテ其判事ヲ出張セシムル

トヲ適當ナリトスル中ハ其判事二員若クハ

重罪院ヲ設クヘキ地ノ始審裁判所々長局長

又ハ判事二員ヲ以テ組織シ控訴院判事ヲ以

テ裁判所ト為ス(同第二百五十三条) 而シテ其

陪審ヲ組織スルニ必要ナル陪審員ノ數ハ十

二名ナリトス(同第三百二十四条)

〔同第一百二条〕 訴訟事件ノ審問ハ原告ノ

訴状ニ申立アルニアラサレハ商事局ニ
於テ之ヲ聞クコトヲ得ス就審期限(訴訟
法第百三十四条第一段)ハ少クトモ二
週間トス

訴訟法第四百六十六条及第四百六十七
条ノ場合ニ於テ原告ハ區裁判所ノ口頭
上審問ニ於テ商事局ノ審問ヲ受ルノ申
立ラナスヘキモノトス

仏蘭西法

第六十七条ノ对照ノ如ク商事ニ関
スル訴訟事件ハ商事裁判所ニ於テ之ヲ受理
シ(高法第六百三十一条同第六百三十四条等
商事裁判所ノアラサレ各郡ニ於テハ始審裁

判所ノ商事裁判官之ヲ受理スルノ法ナリ特
ニ訴状ニ之ヲ申立ケルモ審理スヘキモノト
ス(高法第六百三十一条第六百三十四条第六
百四十条第六百四十一条等)其就審ノ期限ハ
少クモ一日トス(訴訟法第四百十六条)

同第百三条

審問ヲ受ル為メニ商事局
ニ其権限外ナル事件ノ訴状ヲ差出ス場
合ニ於テ被告ノ申立アルトキハ之ヲ民
事局ニ送付スヘシ

商事局ハ訴訟又ハ訴訟法第四百六十七
条ノ場合ニ於ケル反訴ノ其権限ニ屬セ
ザル場合ニ於テ本訴事件ノ審問ヲ開カ

ス及開審ノ決議ヲ言渡リ、ル間ハ亦職
權ヲ以テ之ヲ民事局ニ送付スルコトヲ
得但職權ヲ以テスル送付ハ被告ノ商人
ニアラオルコトヲ理由トシテ之ヲナス
コトヲ得ス

同第百六条

訴訟事件ヲ他局ニ送付ス
ルノ申立ハ其申立人事件ニ付キ審問ヲ
受ルノ前ニアラオレハ之ヲナスコトヲ
得ス

其申立ハ最初ニ之ヲ審問及裁判決スヘ
キモノトス

〔仏蘭西法〕

商事裁判所ハ其權限外ナル事件ノ

訴状ヲ差出ス場合ニ於テハ訴訟人ヨリ他ノ
裁判所ニ送付セラル、ノ申立ヲ為リ、ル件
ト虽氏之ヲ送付スヘシ○凡テ其他ノ原由ノ
為メニ他ノ裁判所ニ移オントスルノ求ハ他
ノ辨論ヲ為スノ前ニ之ヲ申立可カラス
訴訟法第四百二十四条

同第百四条

審問ヲ受ル為メニ商事局

ノ權限ニ屬スル事件ノ訴状ヲ民事局ニ
差出ス場合ニ於テ被告ノ申立アルトキ
ハ之ヲ商事局ニ送付スヘキモノトス商
事記簿ノ登記ヲ受ケル被告ハ商人又
ルヲ理由トシテ此ノ申立ヲナスコトヲ

得ス

訴訟法第百六十七條ノ場合ニ於ケル反
訴商事局ノ権限ニ属セオルトキハ其申
立ヲ却下スヘキモノトス

民事局ハ職権ヲ以テ送付スルコトヲ得
ス

民事局ハ原告申立ヲ承諾シタルトキト
雖之ヲ却下スルノ権アルモノトス

〔仏蘭西法〕

民事裁判所ニ管轄違ノ訴ヲ為ス片
ハ訴訟中何時ヲ問ハス他ノ裁判所ニ移スノ
求ヲ為スコトヲ得ヘク若シ訴訟人ヨリ其求ヲ
為サ、ル中ハ裁判所ヨリ職権ヲ以テ為スモ

ノトス (訴訟法第百七十条)

〔同第百五條〕

商事局裁判關係トナリタ
ル事件ニ付キ訴訟法第百五十三條ニ
從ヒ權利義務確定ノ申立ヲ以テ訴訟ヲ
擴張シ又ハ反訴ヲナシ其訴訟又ハ反訴
ノ商事局ノ権限ニ属セサル場合ニ於テ
對手ノ申立アルトキハ之ヲ民事局ニ送
付スヘキモノトス

商事局ハ亦第百三条第二項ノ制限ニ從
ヒ其職権ヲ以テ之ヲ送付スルコトヲ得
訴訟ヲ變更シ商事局ノ権限ニ属セサル
請求ヲナシタルトキモ亦同シ

〔仙蘭西法〕

商事裁判所ニ於テ出訴事件ニ付附帶ノ訴訟又ハ反訴ヲ為シ其訴訟又ハ反訴其裁判所ノ権限ニ属セザル場合アル中ハ之ヲ管轄ノ裁判所ニ稜スヘキモノトス(ガルソンネー氏訴訟法第百二十六条商法第六百三十一条第百三十四条等)

〔同第百七条〕

訴訟事件ハ民事局又ハ商事局ニ送付スル裁判ニ対シテハ上訴ヲナスコトヲ得ス此事件ヲ他局ニ送付シタルトキ之ヲ受ケタル局ハ其裁判ニ從フヘキモノトス其後口頭上審問ノ期日ハ職權ヲ以テ之ヲ定メ原被双方ニ通知スヘシ

〔仙蘭西法〕

民事商事ヲ論セス裁判管轄違ニ関スル裁判言渡ニ対シ控訴スルトヲ得ヘシ(訴訟法第百五十四条第百二十五条)

〔同第百八条〕

訴訟法第六十一条ノ場合ニ於ケル請求ハ此法第百一条ニ規定シタル商事局ノ権限ニ属スル事件ニアラカレハ之ヲ商事局ニ申立ルコトヲ得ス(仙蘭西法第百二条及第百五条仙蘭西法对照ヲ参考スヘシ)

〔同第百十三条〕

商人又ハ株式會社ノ頭取トシテ商事登記簿ニ登記セラレ又ハ

以前登記セラレタル独一人ノ満三十歳以上ニシテ商事局管轄内ニ任居スル者ハ商事裁判官ニ任セラル、コトヲ得
裁判所ノ命令ニ依テ治産權ノ制限ヲ受ケタル者ハ商事裁判官ニ任セラル、コトヲ得ス

同第百十四条 開港場ニ於テハ航海ニ熟練シタル者ヲ以テ商事裁判官ニ任スルコトヲ得

仙蘭西法 如何ナル商人ト虽氏三十歳以上ノ年齢ニシテ五年以來高業ヲ為スニ譽アル者ハ商事裁判官又ハ其補官ノ職ニ任セラル、

トヲ得 **商法第六百二十条**

同第百十五条 商事裁判官ハ其就職前ニ職務上義務ヲ尽スノ宣誓ヲナスヘキモノトス

仙蘭西法 商事裁判官ハ其就職前ニ宣誓ヲ為スモノトス但商事裁判所ノアル郡内ニ控訴院ノアル中ハ其院ノ訟廷ニ於テ之ニ及シタル場合ニシテ商事裁判官ヨリ請求アレハ控訴院ハ其郡ノ始審裁判所ニ於テ誓ヲ受ケシムル者トス **商法第六百二十九条**

同第百十六条 商事裁判官ハ任期中其職務上裁判官ノ權利義務ヲ有スルモノ

トス

〔**仏蘭西法**〕 商事裁判官ニ特ニ本条ノ如キ法文
アルヲ見ス其有スル權利義務ハ通常ノ裁判
官ト異ナルヲナシシダローズ氏

〔**同第百十七條**〕 商事裁判官就職後其必
要ナル資格ヲ失ヒタルトキハ此職ヲ免
スヘキモノトス

免職ハ関係者ヲ尋問シタル后上等地方
裁判所ノ第一民事部ニ放テ之ヲナスモ
ノトス

〔**仏蘭西法**〕 商事裁判官至重ノ事件ニ付其職ヲ
免セラルル件ハ大審院ニ放テ其申渡ヲ為スモ

ノトス 共和十年「テ」ルミドール十六日 元老院

決議書

〔**同第百十八條**〕 商事局ハ商人ノ意見ニ
依テ判定スルコトヲ得ル事件又ハ商業
上慣例ノ有無ニ付テハ其実験ト學理ト
ヲ以テ之ヲ裁決スルコトヲ得

〔**仏蘭西法**〕 商事裁判所ニ於テ適用スル商業上
ノ慣例ノ証ハ商法會議所ノ決議ニ依リ又證
人ニ依リ商人ノ証スルニ依ル(ボワステール

氏ノ説

〔**同第百三十一條**〕 退隱スヘキ理由アル
モ本人其申立ヲナサハルトキハ所長ヨ

リ期限ヲ定メ其申立ヲ督促スヘキモノ
トス之ニ從ハカルトキハ帝國裁判所總
會ノ決議ヲ以テ退隱ノ言渡ラナスヘシ
其決議ヲナスノ以前ニ本人及帝國檢事
長ノ意見ヲ聽クヘキモノトス

〔**仏蘭西法**〕 凡ッ裁判官法律上ニ定メタル年齡
ニ至レハ当然退隱スヘキモノトス若シ其疾
病ニ因リ其職務ヲ行フニ能ハサルハ其本
人ヨリ又ハ職權ヲ以テ控訴院檢事長ヨリ退
隱ノ請求ヲ為ス其請求ハ之ヲ委員ニ附シ委
員之ヲ司法卿ニ報告スヘキ旨ヲ命シ司法卿
其吟味ヲ為ス旨ヲ命スレハ控訴院總會議ヲ

開キ吟味委員ヲ命シ更ニ總會議ヲ開キ委員
ノ報告ト檢事長ノ請求ヲ聞キ退隱ヲ允スヘ
キヤ否ヲ決ス其可決シ司法卿ニ於テ退隱セ
シムヘキモノト認ムル片ハ大統領ニ退隱セ
シムヘキ辭令ヲ奏請ス〔千八百二十四年六月
十六日ノ法千八百五十二年三月一日ノ法

同第百四十七條 檢事ハ其職務ニ関ス

ル長官ノ命令ニ從フヘキモノト

各邦檢事ハ始審及終審裁判ノ資格ニ
於ケル帝國裁判所ノ權限ニ屬スル事
件ニ付キテハ總テ帝國檢事長ノ命ニ
從フヘキモノトス

〔仙蘭西法〕 凡テ検事局員ハ其局長ノ命ニ後ヒ
始審裁判所附ノ検事ハ該裁判所ヲ管スル控
訴院検事長ノ命ヲ執行スル者トス〔千八百八
年三月三十日ノ布告千八百十年四月二十日
ノ法千八百二十六年一月十五日ノ命令カ
ル
ソ
ン
ネ
ー
氏
ノ
説

〔同第百四十八条〕

検事ヲ監督指揮スル
ノ權ハ左ニ掲クル者之ヲ有ス

第一 帝国検事長及帝国検事ニ対シ
テハ獨ニ宰相

第二 各邦検事ニ対シテハ其邦ノ司
法省

第三 上等地方裁判所及地方裁判所
管轄内ノ検事ニ対シテハ其上席検
事

〔仙蘭西法〕

検察官ハ其長官タル司法卿ニ属ス

ト虽凡各検察官ハ其部下ニ属スル検察官ヲ
監督指揮スルノ權ヲ有スル者トス但大審院
検事長ハ他ノ院及裁判所ノ検事ヲ懲戒スル
權ヲ有スルモ之ニ民事ノ訴ニ関シ命令ヲ下
シ又刑事ノ訴ヲ為カシムルヲ得ス〔千八百
八年三月三十日ノ布告第百八十条及第百八十一
条千八百十年四月二十日ノ法第百六十条ガ
ル
ソ
ン
ネ
ー
氏
ノ
説

同第百四十九条 帝国検事長及帝国検

事ハ裁判官ニアラオトルモトス

帝国裁判所及上等地方裁判所地方裁判

所ノ検事ニハ裁判官タルノ能力ヲ有ス

ル者アラカレハ任命セラル、フト、ヲ得

ス

〔仙蘭西法〕 大審院検事長及大代言師ハ検察事

務ニ従事スル行政官ナルヲ以テ固ヨリ裁判

官ニアラス仙国ニ於テ検察官裁判官ヲ法官

ト称スレモ検察官ヲ起立法官ト云ヒ裁判官

ヲ着坐法官ト云ヒテ之ヲ區別セリ是其職ノ

異ナル一証ナリガルネー氏

検察官ト為ルニハ民権政權ヲ有シ法律學士

ニシテ控訴院ニテ二年間見習ヲ為シ其年齢

検事補ハ二十二歳大代言師及検事ハ二十五

歳大審院及控訴院検事長ハ三十歳ナルヲ要

シ且千八百十年ノ法第六十三条ニ定ムル等

親至ル院及裁判所員ト親屬姻屬ノ間柄ナラ

ナルヲ要ス千八百十年四月二十日法第六十

四条及第六十五条

同第百五十条 帝国検事長及帝国検事

ハ独シ集議院ノ推薦ニ依リ皇帝之ヲ任

命ス

其・検事ハ皇帝ノ命ニ依リ何時ニテモ

法律上ノ休職料ヲ給シテ休職セシムル
コトヲ得

〔仙蘭西法〕 大審院検事長大代言師ハ司法卿ノ
推薦ニ依リ大統領ヲ任命ス〔千七百九十年五
月八日ノ法律〕共和十一年「フリユクテドール」
十八日及十二年「フリユクテドール」六日ノ司法
省達マカビラー氏ノ説

〔同第百五十一条〕 検事局其職務執行上
ニ於テハ裁判所ニ対シ独立スルモノト
ス

〔仙蘭西法〕 検事局ハ其属スル裁判所ニ対シ獨
立スル者トス〔千七百九十年八月十六日ヨリ

二十四日ノ布告〕**第第八章第一条**ガギユスソー
氏ノ書翰

〔同第百五十五条〕 送達喚出及執行ヲ擔
任スル官吏**〔裁判所〕**使吏ハ事務章程ハ帝
国裁判所ニ於テハ独乙宰相各邦裁判所
ニ於テハ其邦ノ司法省之ヲ定ム

〔仙蘭西法〕 使吏ノ事務章程ハ千八百十三年一
月十四日ノ布告ニテ定メアリ

〔同第百五十六条〕 裁判所使吏ハ左ノ場
合ニ於テ法律上其職務ノ執行ヲ禁止セ
ラル、モノトス

第一 民事ニ於テハ

イ 原告被告又ハ法律上一方ノ代人
タルトキ又ハ一方ト共同ノ權利
者義務者又ハ損害賠償ノ義務者
タルノ關係アルトキ
ロ 其婦原告又ハ被告タルトキ但離
婚シタルトキモ亦同シ
ハ 原告又ハ被告ト直系ノ血族姻族
又ハ養子ノ關係アルトキ又ハ三
度ニ至ル傍系ノ血族又ハ二度ニ
至ル姻族ノ關係アルトキ但姻族
ノ關係ヲ生シタル婚姻ヲ解キタ
ルキモ亦同シ

第二 刑事ニ於テハ

イ 犯罪ニ依テ自己ニ損害ヲ被リタ
ルトキ
ロ 被嫌疑者又ハ被害者ノ夫ナルト
キ又ハ夫タリシトキ
ハ 被嫌疑者又ハ被害者ト第一ノハ
ニ掲ケタル血族又ハ姻族ノ關係
アルトキ

〔佛蘭西法〕

使吏ハ其職ヲ行フ原被告人ト親屬
又ハ姻屬ナルハ又ハ其送達ヲ求ムル事件ノ
原被告人ナルハ其職務ヲ行フヲ得ス〔訴
訟法第四條及第六十六條千八百十三年一月

十四日ノ布告第四十二条

同第百五十七条 裁判所ハ民事刑事ニ

付キ法律上補助ヲナスヘキモノトス

同第百五十八条 法律上補助ノ囑託ハ

其処分ヲナスヘキ地ノ管轄區裁判所ニ

之ヲナスヘキモノトス

同第百五十九条 其囑託ヲ受ケタルト

キハ之ヲ拒ムコトヲ許サス

所屬外ナル上級裁判所ヨリ囑託ヲ受ケ

タル場合ニ於テ其囑託ヲ受ケタル裁判

所ニ管轄權ナキトキ又ハ其ナスヘキ処

分ヲ囑託ヲ受ケタル裁判所ノ法律ニ於

テ禁スルトキハ之ヲ拒ムヘキモノトス

同第百六十条 囑託ヲ拒ムトキ又ハ前

条第二項ニ背キ囑託ヲ受ケタルトキハ

其囑託ヲ受ケタル裁判所々屬ノ上等地

方裁判所ニ於テ其裁決ヲナスモノトス

其裁決ニ對シテハ法律上補助ヲナスヘ

カラカナルノ言渡ヲ受ケ且其囑託シタル

裁判所ト囑託ヲ受ケタル裁判所ト其所

屬ノ上等地方裁判所ヲ異ニスルトキニ

アラカレハ故障ヲ申立ツルコトヲ得ス

其故障申立ヲナシタルトキハ帝國裁判

所ニ於テ之ヲ裁決スルモノトス

其裁決ハ關係者又ハ囑託ヲタル裁判所
ノ申立ニ依リ豫メ口頭上審問ヲ開カス
シテ之ヲナスモノトス

仙蘭西法

民事事件ニ付訴訟ヲ受理スル裁判
所ハ法律上ニ於テ定メタル場合ニ於テ他ノ
地ノ裁判官ニ囑託シテ訴訟ノ或ル手續ヲ行
ハシムルヲ得囑託ヲ受ケタル裁判官ニ於
テ事件管轄ニ屬セラル故ニアラスレテ之ヲ
行ハサルハ裁判ヲ為スヲ肯セサルモノト
ス
〔訴訟法〕第千三十五條ノ三十五條商法第十
六條治罪法第五十二條第八十三條第八十四
條第九十條第二百三十七條第三百三條第五

百十一條第百十四條第百十六條又口
ス氏ノ説

同第百二條

休暇中ハ休暇事件ニ限
リ開廷シ其裁判言渡ヲナスモノトス
左ニ掲クルモノヲ休暇事件トス

第一 刑事

第二 押置事件及臨時処分ニ関スル事

件

第三 大市小市ノ事件

第四 家宅其他建造物ノ貸主ト借主ト

ノ間ニ於テ其引渡使用及明渡並ニ借
主ヨリ持込ミタル物件ノ留置ニ付テ

生シタル事件

第五 為換事件

第六 建築事件但其着手シタル建築継

続ニ付テ生シタルトキニ限ル

裁判所ハ他ノ事件ト雖其申立アルトキ

ハ別段ノ至急ヲ要スルモノニ限リ之ヲ

休暇事件トナスコトヲ得裁判長モ亦同

一ノ權ヲ有スルモノトス此場合ニ於テ

ハ裁判所ノ裁決ヲ要ス

〔仏蘭西法〕

仏国ニ於テ大審院控訴院始審裁判

所ノ民事局ニハ毎年定期ノ休暇アリテ休暇

中ハ各其休暇局ニ於テ至急ヲ要スル事件ヲ

受理ス而シテ始審裁判所ニ於テハ又畧式事

件ヲモ受理ス〔千八百二十六年一月十五日ノ

命令千八百十五年八月二十四日ノ命令共和

四年ブリユクヂエドール二十一日ノ法千八

百八年三月三十日ノ布告千八百十年七月六

日ノ布告第三十二條千八百十年八月十八日

ノ布告第三十七條至急ヲ要スル事件トシテ

大審院ニ於テ受理スル裁判管轄ヲ定ムル訴

及甲裁判所ヨリ乙裁判所ニ移スノ訴ノ二件

ハ千八百十五年八月二十四日ノ命令第三條

ニ明文アリト雖モ其他大審院控訴院始審裁

判所ニ於テ受理スル事件ハ二三ノ裁判例ア

ルノミ畧式事件ノ目ハ載テ訴訟法第四百四
条ニ明文アリ

疑問

一佛国ニ於テ海軍卿カ為シタル海員ノ免状使
用ノ停止若クハ禁止處分ニ対スル上訴ノ期
限ハ三ヶ月トアリテ之ヲ通常民事上ノ上訴
期限ハ通常ケハ上訴期限ニ比スルニ更ニ長シ又
欠席裁定ノ場合ニハ故障ノ期限ニヶ月トア
リテ通常欠席裁判故障ノ期限ヨリモ亦長シ
先ニ其理由如何

一右上訴事件ヲ審理スル方法ハ書面上ノ対辯
ニ止ルカ又ハ口頭對審ヲモ為スヤ若シ口頭
對審ヲモ為スモノトセハ其對審ハ裁判楫員
一同列席ノ面前ニ於テ之ヲ為スカ將々報告

委員ノ目前ニ放テ之ヲ為スカ
一報告委員ハ上訴ノ事實ヲ取調(判決ノ意見ヲ
付セス)之ヲ裁判掛員ニ報告スルニ止ルヤ又
ハ判決ニ参典スルヲ得ルヤ又諛委員ハ如何
ナル職員ヲ以テ之ニ充ツルヤ
一裁判掛員報告委員ノ取調ヲ不充分ナリトス
ル時ハ更ニ取調ヲ為カシムルコトヲ得ルヤ

民法局

海軍卿ノ海員ノ免狀ヲ停止若クハ禁止スルノ
處分ニシテ若シ法律規則ニ定ムル所ノ権限及
シ法式ニ違フヤレハ其処分ニ對シテ参事院
ニ上訴スルヲ得可シ
然レ海員ノ免狀停止若クハ禁止ノ處分ニ對ス
ル上訴ニ付特ニ設ケタル上訴手續ナシ故ニ普
通ノ手續ニ依ラカラス先キニ開陳シタ
ル上訴手續ハ即チ参事院ノ普通行政裁判ノ手
續ト知ル可シ

第一疑問

何故ニ参事院上訴ノ期限ハ三月ニシテ普通

民事上告ノ期限ハ二月ナル乎

参事院ノ創立ハ共和八年ニ在リテ那翁帝位ニ即キ千八百六年六月十一日ノ敕令ヲ其構成職制ヲ定ム此敕令ニ於テ始メテ行政裁判ノ職制ノ規定アリ其翌月即チ七月二十二日ニ参事院ノ行政裁判手續ヲ布告ス其第十條ニ於テ上訴ノ期限ヲ三ヶ月ト定ム

又々大審院上告期限ノ沿革ヲ見ルニ始メ六月トス千七百九十年十一月二十七日ノ法律第四條ヲ以テ之ヲ三ヶ月ト改ム降リテ千八百六十二年ノ頃ニハ鉄道電信郵便ノ設備リテ交通ノ便大ニ開ケタルヲ以テ旧法ノ期限六ヶ月ノ三分

一ヲ以テ十分ナリトシ其年七月二日ノ法律第一條ヲ以テ二ヶ月ト改メタリ

由是見レハ参事院ノ上訴期限ヲ三ヶ月ト定メタル時千八百六十八年ハ大審院上告ノ期限モ亦々三ヶ月ナリキ爾後上告期限ハ世ノ開進ニ從テ改良シ上訴ノ期限ハ旧來ノ制度ニ遵テ改メカレ迄ニテ他ニ理由アリテ特ニ参事院上訴ノ期限ヲ三ヶ月ト定メタルニ非ス

第二疑問

何故ニ参事院ノ欠席裁判ノ故障期限ハ二ヶ月ニシテ大審院ノ欠席判決ノ故障ト差別アル乎

大審院ノ判決ニ對スル故障ノ手續ハ訴訟法所
定ノ條規ニ拠ラスシテ千七百三十八年六月二
十八日、王^{コウ}ノ^イ議^ギ政^{テイ}院^{コウ}訴訟^{コウ}手續^{コウ}規則^{コウ}ニ依準スル
モノトス談規則ノ定ムル所在ノ如シ
故障ヲ申立ル者ハ欠席判決ノ欠席人ノ本人又
ハ住所ニ通達アリシ日ヨリ起算シ左ノ期限内
ニ欠席判決前ノ位置ニ復スルノ言渡ヲ得其言
渡ヲ相手方ノ代言人ニ通知セラルヘカラス
一 呼出ノ期限二月ナルハ三月
二 呼出ノ期限一月ナルハ二月
三 呼出ノ期限十五日ナルハ一月
其他ハ呼出期限例^ル第四^ノ部^ノ第三^ノ條ニ定ムル區

別ニ從ヒ故障ノ期限ヲ定ム^ル卷^ノ第一^ノ條ニ
右ノ期限内ニ訴ヘ出ケル欠席人ハ判決ニ對
シテ何等ノ上訴ヲ為スラ得ス^ル同^ノ二^ノ條
千七百年代ニハ王ノ議政院ナルモノアリテ今
日ノ大審院及参事院ノ事ヲ行フ革命ノ後ケ談
院ヨリ参事大審ノ兩院ヲ分離セリ故ニ議政院
ハ兩院ノ始祖タリ参事院ノ故障期限ヲ二月
ト定タル千八百六年七月二十二日ノ敕令ハ上
ニ記シタル現今マテモ大審院ノ依準セル千七
百三十八年ノ議政院ノ訴訟手續ヲ基礎トシテ
之ニ改正ヲナセシモノナリ
右千八百六年ノ参事院裁判手續ヲ編纂セル立

法者ハ七十年ニ近キ經驗ニ因リテ千七百三十
八年ノ規則ニ定タル三月二月一月ノ細則ニ不
都合アルヲ覺リ其中ヲ取リテ二月ト定メ佛國
ニ一定ノ期限ヲ置キシモノナリ然レセルニ
氏ノ如キ學士ハ此三ヶ月ノ期限ヲ以テ長キニ
過キルモノトス先ツ上訴ニ三ヶ月ノ期限アリ
上訴ヲナシテ後ケ受理ノ言渡迄不定ノ期限アリ
リ受理言渡ヲ原告ヨリ被告ニ通達スルノ期限
ヲ三ヶ月トス被告ノ答弁ヲナスニハ十五日以
上ニヶ月以下ノ期限アリ此時日ヲ經テ稍ク欠
席判決ヲ得可シ然シテ尚オ三ヶ月ノ期限アル
片ハ仮令ヒ此故障ハ執行ヲ停止セサルノ正規

ナルモ尚オ裁判ヲシテ実知ヲ失ハシムルノ弊
ナキ能ハス是レ三ヶ月ノ期限ヲ長キニ過キル
トスル所以ナリ

第三疑問

參事院ニ於テ上訴ヲ審理スル方法ハ書面上
ノ對弁ニ止マルカ又ハ口頭對審ヲモ為スヤ
參事院ニ於テ上訴ヲ審理スルノ法ヲ案スルニ
先ツ行政裁判部ハ書上ニテ事件ノ取調ヲ為シ
其上ニテ報告書ヲ作り之ヲ行政裁判議會參事
會議政三種判判割部部會是是ナナ總總會會及ニ差出シ此議會ニ於
テ判決ヲ下スモノトス
右ノ行政裁判議會ヲ開ク片ハ議官三名ヲ以テ

政府ノ目代即官ナ接トシテ出席セシメ又々訟者ヨリハ代言人モ参事院訟言一人切ハ代言人ノ職務モリノテ出シテ弁論ス其手續左ノ如シ

行政裁判議會ヲ開クニ先テ四日前報告ノ主点ヲ代言人ニ通知シ置キ当日ハ傍聴ヲ許セル公庭ニ於テ之ヲ開ク訟者ハ日議官又ハ目代撰定リ特ハ別公庭請ヲ求テ開カケス報告委員ヨリ先ツ行政裁判部ノ名ヲ以テ報告書ヲ差出シテ之ヲ朗読ス其報告畢リテ訟者ノ代言人口頭ニテ弁論ヲ為ス次キテ目代タル議官補其意見ヲ陳述ス廿八百三四月三月五日法律第二十四号法律第七号右手續畢ハラ公庭ヲ閉ケ議會ヲ開クキ報告書ノ件ハ代言

人ハ通常ノ詞訟ニ於ケルカ如ク詳細ノ弁論ヲナオス必要ノ點ニ付テ簡單ナル弁述ヲナスニ止マルヲ以テ常トス

訴訟法第八十五條ノ代訟人アル訟者ト虽モ自カラ弁護スルヲ得ル云々ノ元則ニ依リ訟者自カラ口頭ノ弁論ヲ為スラ得可ニ既ニ其弁論ヲナシタル例三アリ

第四疑問

上訴事件ノ對審ハ裁判掛員一同列席ノ面前ニ於テ之ヲ為スカ

前項ニ述タルカ如ク上訴事件ノ審理ハ行政裁判議會ニ於テスルカ故ニ代言人若クハ本人ノ

口頭弁論ハ談議ノ公庭ニテ之ヲ行フモノナリ
但シ代言人ナキ時ハ行政裁判部ニ於テ審理シ
公庭ヲ用カス

第五疑問

報告委員ハ上訴ノ事實ヲ取調(判決ノ意見ヲ
付セス)之ヲ裁判掛員ニ報告スルニ止ルヤ又
ハ判決ニ参典スルヲ得ルヤ又談委員ハ如何
ナル職員ヲ以テ之ニ充ツルヤ
上訴願アリテ之ヲ参事院書記局ノ簿冊ニ登録
シタル後テ行政裁判部長ハ其部内ノ議官又ハ
議官補ノ一人ヲ選シテ報告委員ヲ命ス
報告委員ハ一切ノ事實ヲ取調ヘ必要ト認メタ

ル説明参考類ヲ蒐集シ審理上ノ處置ニ付意見
ヲ付シ諸省ト往復書類ヲ立案ス
右一ノ取調ヲ畢リタル後テ事件ノ詳細ト判決
案ヲ附シタル報告書ヲ作り之ヲ行政裁判部ニ
差出ス談部ニ之ヲ議決シテ行政裁判議會ニ上
申ス但シ報告書ノ体裁ハ議會ノ審査シ及ヒ判
決スヘキ主點ヲ問題ノ体ニテ記載ス
報告委員ハ恰モ普通ノ行政上ノ議會ニ於テ原
案者ノ番外ニ在ルカ如キ位地ニ在リテ判決ニ
参典セス

第六疑問

裁判掛員報告委員ノ取調ヲ不十分ナリトス

ルハハ更ニ取調ヲ為リシムルコトヲ得ルヤ
行政裁判議會ハ報告委員ヨリ差出タル報告ヲ
原案トシテ議決ス然レ既ニ代言人ノ辨論目代
ナル檢察官ノ論告アリ又々原案中ノ疑議ハ之
ヲ原按者即チ報告委員ニ質問スル_ト通常行政
議會ニ加ルカ如シアルヲ以テ取調ノ不充分ヲ
補充スルニ足レリトス

治安判事ニ関スル共和九年バンノウズ
月亦九日ノ法律

第一條 治安裁判所陪席官ハ廢止ス新ニ置キ
タル^{コト}卿ノ治安判事^{トシテ}着席ス可キ時ヨリ陪席官
ハ其職務ヲ止ム可シ

第二條 各治安判事ハ一人ニテ裁判上ノ職務
ト勸解上ノ職務トヲ問ハス其他現行法ヲ以
テ治安裁判所ノ管轄ニ屬セシムル所ノ職務
ヲ行フ可シ

第三條 治安判事ニ疾病不參其他ノ事故アル
時ハ判事一名代リテ其職務ヲ行フ可シ

是等ノ為ニ各治安判事ニ判事補ニ名ツ、
ヲ附屬セシム可シ

共和八年フリムール月亦二日ノ憲法
第六十條 各區ニ治安判事一名若クハ数名ヲ
置キ人民之ヲ直選シ其任期ヲ三ケ年トス
其主要ノ職務ハ原被両告ヲ勸解スルニ在リ
若シ勸解調サレハ治安判事ニ放テ仲裁人
ノ裁断ヲ受ク可キ旨ヲ申渡ス可シ

破壊黨エコロ、ジユ、ゲツボン抄記

破壊黨一度暴威ヲ呈セシヨリ其反動ノ風聽歐
州ノ全土ニ起レリ露西亞普魯士ノ兩國先ツ革
命黨制壓同盟ヲ結ヒ同時ニゲエル氏ビスマル
ク公ト外交上ノ協議ヲ以テ諸國政府ヲシテ伯
休政府ト比德堡政府ノ間ニ締結セシ互相救援
ノ契約ニ干入セシメンテカメタリ
歐洲諸國內部ニ於テハ大抵豫防ト懲罰ヲ併合
セル法律ヲ設ケ豫メ革命黨ノ暴行ニ備ハリ露
國ハ專制國ナルヲ以テ革命黨ヲ制壓スル為メ
及フ丈ケノ独裁手段ヲ行ヒ独國ハ社會黨ヲ制
遏タルノ目的ヲ以テ千八百七十八年ノ法ヲ制

定し英國ニハ既ニ愛蘭鎮定ノ為メ特ニ設ケタ
ル強聖法ト爆発党ノ犯罪ヲ遏止ス可キ千八百
八十四年ノ爆発条例アリ墮地利ハ嚴酷ノ二法
ヲ設ケ近時之ヲ聯邦國會ニ附セリ其法按ノ一
ハ爆発物品ノ高賣及ヒ蓄藏ニ関シ他ノ一ハ集
合結社ノ権并ニ出板ノ自由ニ関ス羅典人民獨
リ未タ革命社會党ニ對シテ例外法ヲ制定スル
ノ必要ヲ感セス從來ノ法律ヲ以テ破壊党ノ社
會ニ對シテ行フコトヲ得可キ暴行ニ抗戦シ之ヲ
制遏スルニ十分ノ兵器ナリトセリ
斯ク各國政府カ行フタル非常処分ハ今日迄ハ
未タ何等ノ功績ヲ奏セス善ニ功績ヲ奏セカ
ル

ノミナラス時ニ或ハ革命党ヲ激シ更ニ先時ヨ
リモ一層過烈ノ暴動ヲ排撥セリ露國虛無党ハ
隱ニ刺殺ヲ企圖スルト益々深ク政府ニ抗拒シ
第三局ノ名譽官ヲ失ハント欲スルノ隱謀秘計
前日ニ異ナラス獨國社會党ハビスマルク氏カ
其延蔓ヲ遏止スルニ足レリトシテ施行シタル
処置ノ為メニ制壓セラレス先頃議員選舉會ニ
於テ二十名ノ社會党ヲ選舉シタルヲ以テ此党
派ノ深ク民間ニ深入シタルヲ証ス可シ英國ニ
ハ爆発條例アリト虽モ愛蘭党ガイナマイトヲ
以テ大不列顛ノ大都ニ出沒シ龍動塔及ヒ巴力
門ヲ破壊セントスル危害ナカラシムル能ハス

現今革命党ノ舉動ヲ見ルニ各党共同ノ性質アリ其一ハ過激ナルゴスモボリテズムナリゴスモリテズムハ独り自己ノ國ヲ以テ本國トナサス他國ニ通シ主義ヲ同フスル者ヲ同國民トナス思想ヲ云フ諸國ノ破壊党ハ合シテ一個ノ秘密會社ヲ成シ各員互ニ援救ス愛蘭過激党ノ如キハ或ル社會党ノ空大ノ理論ヲ実行スルニ至リテハ其說ヲ同フセカル所アルモ措テ之ヲ論セス今日ハ只々自己特別ノ政治上ノ目的ヲ達セント欲スルノ外ナキヲ以テ露國ノ虛無党ヲ助ケテ事ヲ遂ケシメントス

答案連帶負債主總員ニ對スル始審裁判アリテ後ケ其負債主ノ内一人控訴ヲナシ勝訴トナリタル時控訴裁判ノ力

余ニ下附カレタル右ノ問題ヲ簡略シ且ツ其意ヲ汎ク解スレハ左ノ如シ
爰ニ二人ノ負債主アリ債主ノ訴ヲ受ケ始審裁判所ニ於テ兩人ニテ連帶セル一個ノ負債ヲ承濟ス可キ旨ノ言渡ヲ受ケタリ其負債主ノ内一人ハ控訴期限中ニ控訴ヲナシ他ノ一人ハ別ニ控訴ヲ為リス遂ニ始審裁判ヲシテ攻撃スルヲ得可カラリルモノトナルニ至ラシメタリ此控訴ヲナシタル負債主ハ自己一身ノ利益ヲ主トセ

ル抗弁ヲナシスシテ法律ニ謂フ所ノ總テノ負
債主ニ共通ノ抗弁又ハ義務ノ性質ヨリ生
抗弁(民法第百八条)ニ拠リテ勝訴者トナレ
リ例ハ控訴裁判ニテ右ノ負債ハ原告ヨ
モモカキ非ヌトカ又ハ具負債ハ既ニ
シモノナリトカ又ハ未タ拂フ可キ期限ニ至ラ
ストカ又ハ約束シタル条件ヲ履行セ
決シタル場合ナリ
余ニ附セラレタルノ負債問ハ此控訴裁判ハ控訴
ヲナリ、リシ負債主ニモ及スヤ否ニ在リ
佛國ニテ此問題ニ付テハ諸學士各具説ヲ異ニ
シ判決例モ亦又一定ナラス

余ノ説ハ此控訴裁判ハ控訴セリシ者ニモ及
ホス可シトス何トナレハ控訴シタル者ハ好意
管理人(訳者云好意管理人ハ原語ニテ「ゼラン、ダッ
フェール」ト云フ民法第百七十二条ニ見ユト
シテ控訴シタルモノナリ故ニ他ノ控訴ヲナ
、リシ一人ノ置位ヲ改メ共ニ控訴ノ利益ヲ享
ケシムル得可シ損失ヲ受ケシムルヲ得可カ
ラス然レ若シ連帶負債主始審裁判所ニ於テ勝
訴シ債主ヨリ負債主ノ一人ニ對シテ控訴ヲナ
シ勝訴シタリトセハ之ヲ控訴ニ關係セサル他
ノ一人ニ及スヲ得ヘカラス何トナレハ控訴
ニ關係セリシ負債主ノ利益ニ付テハ他ノ一

人好意管理人トシテ之ヲ代理スルヲ得ルト虽
氏損害ヲ蒙セル為メニ之ヲ代理スルヲ得
レハナリ
右ノ債主ハ控訴ニ於テ勝訴スルト虽氏控訴ニ
テ敗訴シタル負債主ニ向テ連帶負債ノ半額ニ
非ナレハ要求スルヲ得ス(若シ負債主三名ナレ
ハ負債全額ノ三分一若シ四名ナレハ四分一ノ
ミヲ要求スルヲ得ルナリ)何トナレハ敗訴シタ
ル負債主ハ他ノ共同負債主ニ対シテ負債一部
ノ擔當ヲ要ムルヲ得ナリ又負債主
全員ニ対シテ控訴ヲ起スヲ急リタルハ債主
ノ過失ナレハナリ

余カ以上ニ述ヘタル説ハ世人ノ尽ク採用スル
所ニハ非ナル可シ然氏余ハ此説ヲ以テ他ノ説
ニ優レリト思考ス若シ問題ノ如キ民事詞訟ノ
裁判ス可キモノアラハ余ハ此説ヲ適用セラレ
ニトヲ思吾ス
然氏又々余ハ此問題ハ代言試験ノ為メニ下附
カレタル理論上ノ問題ニハ非ナルカトモ思考
ス若シ果シテ然ラハ受験者ノ内ニ余カ説ニ反
對ノ論ヲ主張スル者アルモ之カ為メニ一概ニ
劣等ノ評ヲ下スヘカラス現ニドムロンゲ氏ノ
論ノ如キハ余ノ説ト反對ス又々能ク注意ス可
キハ凡ソ試験ニハ受験者ノ論説或ハ決按ニ合

格セリルヲアルモ正条又ハ元則ニ反セリル以
上ハ均シク之ヲ採用ス可シ要スルニ試験ニテ
可否ヲ決ス可キハ專ラ俟補ク自己ノ論ヲ説明
シ及ヒ其理由ヲ附シタル所其優劣如何ニ在
ルナリ

千八百八十五年四月二十三日

於東京

ボアツナード

佛国商標條例 千八百三十五年七月六日頒布

前四條畧ス

第二卷 外國人ニ関スル成規

第五條 佛蘭西ニ於テ工業又ハ商業ノ設立場
造高器製ヲ所持スル外國人ハ此法律ニ定メタル
法式ヲ履行スルニ於テハ其設立場、製産物ノ
為メ此法律ノ利益ヲ享有スルヲ得可シ
第六條 佛蘭西外ニ於テ右ノ設立場ヲ所持ス
ル外國人及ヒ佛蘭西人ハ其設立場所在ノ國ト
佛蘭西ノ間ニ相互ニ商標ヲ保護スルノ條約ヲ
ル時ハ亦其設立場ノ製産物ノ為メ此法律ノ利
益ヲ享有スルヲ得可シ

此場合ニ於テハ「セー」州ノ商事裁判所書記局
ニ其外國ノ商標ノ見本ヲ納ム可シ

千八百七十八年、奧地利、白身、義伯、西、再、亞、米、利、加
合衆國、英、吉、利、意、多、利、盧、森、堡、和、蘭、萄、牙、露、西、亞、瑞

典、諾、威、瑞、士、ユ、ル、バ、エ、ア、イ、ウ、ネ、ジ、エ、ラ、及、ヒ、佛
蘭、西、ノ、委、員、會、同、シ、テ、万、國、會、ヲ、佛、都、巴、里、ヲ、開、キ

左ノ條項ヲ議決セリ
第一條 商標ハ正規ニ從テ見本ヲ差出し置ク

ニ非リレハ裁判上ニ於テ特權アリト主張スル
ヲ得ス

第二條 一國ニ於テ見本ヲ差出し置タル商標
ハ締盟諸國モ同一ノ見本ヲ差出し置ク可シ

第三條 締盟諸國ニ見本ヲ差出しタル商標ハ
其諸國ニ於テ第一ニ登記シタルモノト做ス可

シ但シ見本差出人ハ定期内ニ各締盟國ノ商標
局ニ於テ登記ヲ為ス可シ

以下問題ニ必要ナラサルヲ以テ畧ス
以上ノ法例ニ拠リテ見レハ佛國ニ於テ外國製

造物ハ特別ノ條約アルニ非カレハ商標條例ノ
保護ヲ受クルヲ得ス

司法書文庫

第 2422 號

2422

司
法
書
文
庫

